

平成 27 年 5 月 11 日

特定元方事業者  
現場責任者 殿

足立労働基準監督署長

建設現場における特定元方事業者による統括管理の徹底について（要請）

平成 26 年における当署管内建設業の休業 4 日以上之死傷災害は 116 件で前年比 21 件増（増加率 22%）と大幅に増加しました。

災害発生状況をみると、足場等からの墜落・転落災害が 38% と高い比率を占め、次いで材料等の飛来・落下による災害が 16%、建設機械等によるはさまれ、巻き込まれ災害が 9% 発生し、これらの災害が全体の 6 割を超えていることから、特定元方事業者においては、これらの災害防止を重点とした安全管理を推進していただく必要があります。

一方、災害発生現場を調査すると、これらの災害において物的原因（安全設備等の欠陥によるもの）又は人的原因（不安全行動によるもの）が認められますが、その背景として、労働安全衛生法第 29 条に定める「元方事業者等の講ずべき措置等」及び第 30 条に定める「特定元方事業者等の講ずべき措置」が確実に実施されていないことの原因も認められ、当署においては、同条に基づく統括管理の徹底を指導しているところです。

つきましては、特定元方事業者による統括管理を徹底し、労働災害防止に万全を期していただくため、貴職におかれては、裏面の「現場における統括安全管理の基本的事項（労働安全衛生法令及び元方事業者による建設現場安全管理指針に定めるもの）」を確実に実施されるよう要請します。

なお、基本的事項の内容を確認した上で現場責任者欄に署名し、現場事務所等に掲示していただくようお願いします。

# 現場における統括安全衛生管理の基本的事項



## 1 現場における統括安全衛生管理の実施

- (1) すべての関係請負人が参加する災害防止協議会の設置及び運営
- (2) 関係請負人との作業間の連絡及び調整
- (3) 作業場所巡視による不安全状態や不安全行動の是正とその指導
- (4) 関係請負人が行う労働者の安全衛生教育に対する指導及び援助
- (5) 工程に関する計画並びに主要な機械、設備及び仮設建設物の配置に関する計画の作成と関係請負人への指導

## 2 関係請負人及びその労働者が労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導の実施

## 3 関係請負人の労働者に使用させる設備等の安全対策の実施

## 4 現場における安全衛生管理計画の作成及び実施

## 5 施工と安全管理が一体となった安全施工サイクル活動（毎日・毎週・毎月）の実施

## 6 現場におけるリスクアセスメント及びリスク低減対策の実施

## 7 墜落災害防止対策の徹底（高所作業を必要としない工法や作業方法の採用、手すり先行工法の導入、作業床・手すり等の設置と点検及びハーネス型安全帯の積極的な使用）

## 8 物体の落下防止対策の徹底（幅木、メッシュシート、防網等の設置）

## 9 資格を必要とする業務の把握及び有資格者の確認

## 10 移動式クレーン等、くい打機等の建設機械使用時における安全対策の実施

## 11 リース機械等の使用時における労働災害を防止するためオペレーターとの安全作業打合わせ及び作業指示の実施

## 現場責任者

※ 本事項は、東京労働局HPの「足立労働基準監督署からのお知らせ」よりダウンロードできますのでご活用ください